長野県報

9月25日（木）
平成15年
（2003年）
第1494号

目　　次

規　則

長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程（企業局総務課）……1
長野県議会傍聴規則の一部を改正する規則（議会事務局総務課）……3

告　示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（高齢福祉課）……3
都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）……4
道路の区域変更（道路維持課）……5
道路の供用開始（道路維持課）……5
長野県収入証紙売りさばき人の指定（会計課）……5
長野県収入証紙売りさばき人の名称及び住所変更（会計課）……5
水道料金徴収事務及び水道料金収納事務の委託（水道課）……5

公　告

民間企業等職務経験者を対象とする平成15年度長野県職員採用選考考査（人事活性化チーム）……6
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（２件）（生活文化課ＮＰＯ活動推進室）……9
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請（３件）（生活文化課ＮＰＯ活動推進室）…9
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書及び添付書類の縦覧（２件）（産業振興課）……10
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案に係る公聴会の中止（３件）（都市計画課）……11
土地改良事業の施行の同意（土地改良課）……12
土地改良区の役員の就任及び退任（土地改良課）……12
特定調達契約に係る落札者の決定（教学指導課）……12

規　則

長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。
平成15年９月25日

長野県公営企業管理者　古　林　弘　充

長野県公営企業管理規程第10号

長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程

長野県公営企業財務規程（昭和42年長野県公営企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

様式第30号の水道料金用を次のように改める。

（水道料金用）　　（用紙寸法　往復はがき大）

水道料金収入済通知書

ID	通知書番号	年度	期	No.	納	市町村コード	C/D

科目	納付額			C/D

（この収入済通知書は直接機械で処理しますので汚したり折り曲げないでください。）

年　月　日　発行

使用者番号	管理番号

使用者名			様
	使用水量　（m^3）		使用料金　(円)
年　月分			
納入期限	年　月　日	収入額	円

①

②

③

④

領収日付印

上記の金額を領収しました。

長野県企業局企業出納員 殿
(　　水道管理事務所扱い)

水道料金納入書

様

年　月　日発行

年　月分
使用者番号
管理番号
使用者名
様
納入額
円

上記の金額を納入します。

領収日付印

＜取扱金融機関保管＞
＜　　取扱店保管＞

水道料金納入通知書兼領収書

様

下記の金額を長野県公営企業出納(収納)事務取扱店
又は収納委託人へ納入してください。

長野県公営企業管理者　印

年　月　日 発行

年　月分	納入期限	年　月　日		
使用期間	月　日　～　月　日			
使用者番号		管理番号		
使用者名	様			
設置場所				
用途	口径	検針区分	納入方法	調定
	m/m			

使用水量	m^3
基本料金	円
超過料金	円
	円
納入額	円

上記の金額を領収しました。

領収日付印

＜本人交付＞

附　則

この管理規程は、平成15年10月１日から施行する。

（総務課）

長野県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年 9 月25日

長野県議会議長　小　林　　実

長野県議会規則第 3 号

長野県議会傍聴規則の一部を改正する規則

長野県議会傍聴規則（昭和43年長野県議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、報道関係者席及び特別席」を「及び報道関係者席」に改め、同条第 4 項中「及び特別席」を削る。

第 3 条第 1 項中「一般席にはいる者は、議長の承認又は議員の紹介を受けて」を「会議を傍聴しようとする者は」に改め、同条第 2 項中「及び特別席にはいる」を「で会議を傍聴しようとする」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 1 項の次に次の 3 項を加える。

2　一般席で会議を傍聴しようとする者の傍聴券は、会議の当日、傍聴受付において先着順に交付するものとする。

3　前項の傍聴券の交付を受けた者は、当該傍聴券の所定の箇所に、自己の住所及び氏名を記入しなければならない。

4　第 2 項の傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り、傍聴することができる。

第 4 条の前の見出し及び同条から第 6 条までを削る。

第 7 条の見出しを「（傍聴人の入場）」に改め、同条中「はいる」を「入る」に、「傍聴券の点検をうけなければ」を「係員に傍聴券を提示しなければ」に改め、同条を第 4 条とする。

第 8 条中「傍聴券の提示を求められた」を「求めがあった」に、「これを拒むことができない」を「傍聴券を提示しなければならない」に改め、同条を第 5 条とする。

第 9 条中「はいる」を「入る」に改め、同条を第 6 条とする。

第10条の見出しを「（傍聴席に入ることができない者）」に改め、同条中「一に」を「いずれかに」に、「はいる」を「入る」に改め、同条第 5 号中「ラツパ」を「ラッパ」に改め、同条を第 7 条とする。

第11条の見出しを「（傍聴人の守るべき事項）」に改め、同条中「遵守しなければ」を「守らなければ」に改め、同条第 4 号を削り、同条第 3 号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3)　携帯電話を使用しないこと。

第11条第 6 号中「静しゆく」を「静粛」に改め、同条を第 8 条とする。

第12条を第 9 条とし、第13条を第10条とする。

第14条中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第11条とする。

第15条を第12条とする。

様式を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

総　務　課

告　示

長野県告示第462号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定による指定居宅サービス事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成15年 9 月25日

長野県知事　田　中　康　夫

1　指定居宅サービス事業者

(1)　訪問看護

事業所の名称	所　在　地	指定した年月日
秋城医院花の道クリニック	駒ヶ根市赤穂16621番地 5	平成15年 8 月 1 日
増田医院	佐久市大字岩村田2381番地12	平成15年 8 月 5 日

(2)　居宅療養管理指導

事業所の名称	所　在　地	指定した年月日
秋城医院花の道クリニック	駒ヶ根市赤穂16621番地 5	平成15年 8 月 1 日
クライスカラーオーラルケアクリニック	北佐久郡軽井沢町軽井沢西裏200番地 3	〃　〃
増田医院	佐久市大字岩村田2381番地12	平成15年 8 月 5 日

(3)　通所介護

事業所の名称	所　在　地	指定した年月日
総合福祉ツクイ安曇野	南安曇郡豊科町大字豊科4941番 1	平成15年 9 月16日
ＪＡアップル・デイサービスセンター遊湯	中野市大字新野字溜池下803番地 3	〃　〃

(4)　痴呆対応型共同生活介護

事業所の名称	所　在　地	指定した年月日
グループホームすずらん	茅野市湖東7050番地	平成15年 9 月16日

(5)　福祉用具貸与

事業所の名称	所　在　地	指定した年月日
エフワイエル	松本市大手 2 丁目10番 5 号ヨシダビル１Ｆ	平成15年 9 月16日